

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月26日

【会社名】 中国工商银行股份有限公司
(Industrial and Commercial Bank of China Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役会会長兼業務執行取締役 姜 建清
(Jiang Jianqing, Chairman of the Board of Directors
and Executive Director)

【本店の所在の場所】 中華人民共和国 100140 北京市西城区復興門内大街55号
(No. 55 Fuxingmennei Avenue, Xicheng District,
Beijing 100140, PRC)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー 6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー 6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 1 . 本書に記載の「香港ドル」は香港の香港ドル通貨を、「人民元」は中華人民共和国の人民元通貨を、「米ドル」は米国の米ドル通貨を、「ユーロ」はユーロ圏のユーロ通貨を、「円」は日本の日本円を指す。本書において、便宜上、一定の人民元、米ドルまたはユーロの金額は、別途記載がある場合を除き、人民元の場合は1人民元=19.16円、米ドルの場合は1米ドル=118.61円、ユーロの場合は1ユーロ=147.80円(いずれも、は2014年12月15日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値)により、円に換算されている。

2 . 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の語は以下の意味を有するものとする。

「当行」または「ICBC」	中国工商银行股份有限公司
「A株式」	当行の普通株式資本における、上海証券取引所に上場され、人民元建て取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の上場内資株
「CBRC」	中国銀行業監督管理委員会(China Banking Regulatory Commission)
「H株式」	当行の普通株式資本における、香港証券取引所に上場され、香港ドルで取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の海外上場外資株
「香港証券取引所」	香港聯合交易所有限公司
「上海証券取引所」	上海証券交易所

1 【提出理由】

中国工商银行股份有限公司（以下「当行」という。）が発行者である有価証券を本邦以外の地域において発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第19条第2項第1号に基づき、本臨時報告書を提出します。

2 【報告内容】

本報告書には、3つの異なる種類の優先株式についての記述がある。これら3種の優先株式の内容が異なる場合には、各株式について別個の説明がなされている。各種株式の内容に違いのない場合または、ある一定の事項を除き、違いのない場合には、各種株式の内容は、かかる例外事項を示した上で、順にまとめて記載されている。順にまとめて記載する場合、これらの各株式は「本件株式」と総称される。

（1）有価証券の種類及び銘柄

優先株式

（2）発行数

米ドル優先株式：0.147十億株
ユーロ優先株式：0.040十億株
人民元優先株式：0.12十億株

（3）発行価格及び資本組入額

発行価格

各米ドル優先株式は、米ドル優先株式の優先的分配権の100%に等しい価格（すなわち20米ドル）で購入された。各ユーロ優先株式は、ユーロ優先株式の優先的分配権の100%に等しい価格（すなわち15ユーロ）で購入された。各人民元優先株式は、人民元優先株式の優先的分配権の100%に等しい価格（すなわち100人民元）で購入された。

資本組入額

本件株式の発行により調達された資金は、発行関連費用を控除した後の全額が、当行のその他Tier 1資本の補充および自己資本比率の増加に充てられる。

（4）発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額

米ドル優先株式：2.94十億米ドル（348.7134十億円）
ユーロ優先株式：0.60十億ユーロ（88.68十億円）
人民元優先株式：12十億人民元（229.92十億円）

資本組入額の総額

2014年12月3日に中国外貨取引センターが発表した人民元の仲値に基づいて換算された本件株式の募集による手取金は、総額で約34.607十億人民元となる見込みである。

（5）株式の内容

発行される優先株式の種類

中国国外市場で発行される当行の優先株式の種類は、中華人民共和国および海外の法律、規則および文書規制の要件を満たしている優先株式（以下「中国国外優先株式」といい、中国国内で今後発行さ

れる予定の優先株式（以下「中国国内優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

額面価額

中国国外優先株式一株当たりの額面価額は100人民元である。

満期

中国国外優先株式に満期は設定しない。

配当金分配条項

(A) 配当率決定のための原則

中国国外優先株式の配当率（当該配当率は中国国外優先株式の発行価格に基づき計算される（現在、すべてのトランシェについて年率6.00%）。以下同様）の調整は、異なる間隔で行われる場合がある。すなわち、中国国外優先株式の残存期間中に配当率は変更されない場合と、配当調整期間がある場合には、中国国外優先株式発行後の一定期間は固定だが、その後は指定された期間が経過する毎に配当率が再調整される場合とがある（配当率は、指標金利と固定スプレッドの合計とする。固定スプレッドは、発行時の中国国外優先株式の配当率と指標金利の差に等しく、中国国外優先株式の残存期間中は変更されない。）。配当率は、当行の取締役会（以下「取締役会」という。）が、株主総会で授権されること（かかる授権を再委任することができる。）を条件に、市場の状況、当行が置かれている現実的な状況および投資家の購入意欲等の要因を参考にして決定する。中国国外優先株式の配当率は、直近の2会計年度における当行の加重平均資本の平均利益率を上回ってはならない⁽¹⁾。

(1) 「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株主に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

(i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立および一般引当金の繰入れを行った後に、分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、中国国外優先株式の保有者（以下「中国国外優先株主」といい、中国国内優先株式の保有者（以下「中国国内優先株主」という。）と併せて「優先株主」と総称する。）に配当金を支払うことができる。中国国外優先株式は、配当金の分配に関しては中国国内優先株式と同順位であり、いずれも当行のA普通株式および/またはH普通株式（以下「普通株式」といい、普通株式の保有者を「普通株主」という。）より優先される。中国国外優先株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

(2) 中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

(ii) 状況の如何を問わず、当行は、一定の規制手続を踏み、株主総会での審議を経て、承認を得た上であれば、中国国外優先株主に対する配当金の支払いを取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消は債務不履行を構成しない。当行は裁量により支払いを取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができる。中国国外優先株主に対する配当金支払いの取消しは、普通株主への配当金の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。

(C) 配当金の支払方法

中国国外優先株式に対する配当金は、関連するシリーズの当行の残存する発行済み中国国外優先株式の総額に基づいて計算される（かかる総額は、中国国外優先株式の発行価格に、関連するシリーズの残存する発行済み中国国外優先株式数を乗じた金額とする。以下同様）。中国国外優先株式の配当金は年に一度支払われ、人民元建てで計算および宣言され、支払いは現金で、関連するシリー

ズの中国国外優先株式の支払日から発生する。中国国外優先株主の配当収益について支払うべき租税は、中国国外優先株主が、関連する法律および規則に従って負担する。

(D) 配当金の支払停止

当行は、中国国外優先株主に対する配当金の全部または一部を取り消した場合、当該配当期間に関し、中国国外優先株主への配当金全額の支払いを宣言しない限り、普通株主に配当金を分配してはならない。

(E) 配当金の累積

中国国外優先株式の配当金は累積されない(すなわち、中国国外優先株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない)。

(F) 残余財産の分配

中国国外優先株式には、定められた配当率で配当金を受け取る権利のみが付与されており、普通株式とともに当行の残余財産の分配を受ける権利はない。

強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由(当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること)が発生した場合には、当行は、優先株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、残存する発行済み中国国外優先株式の全部または一部を、当該中国国外優先株式の総額に基づきH株式に転換することができる。一部を転換する場合、中国国外優先株式は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。かかる転換に伴い、中国国外優先株式の転換により発行される新規H株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。
- (ii) Tier 2 資本トリガー事由((a) CBRCにより、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由)が発生した場合、当行は、優先株主の承認がなくても、残存するすべての発行済み中国国外優先株式を、当該中国国外優先株式の総額に基づきH株式に転換することができる。かかる転換に伴い、中国国外優先株式の転換により発行される新規H株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。

上記のトリガー事由が発生した場合、当行は、CBRCに報告してその審査および判断を仰ぐものとし、関連する規制上の規則に従って臨時報告書の提出や発表を行うなど、関連する情報開示要件を遵守する。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、中国国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行H株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行H株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行H株式の取引価値 / 当該20取引日におけるH株式の出来高合計(すなわち、1株当たり5.00香港ドル)

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

中国国外優先株式の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q^* = V^* / P^* \times$ (計算に用いる為替レート)とする。当行は、関連する規制上の規則に従い端株処理を行う。

上記計算式において、「 Q^* 」は各優先株主が保有する中国国外優先株式から転換されるH株式の株式数、「 V^* 」は強制転換の対象となる各優先株主が保有する中国国外優先株式の価額で、損失は中国国内優先株式と中国国外優先株式により均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるもの、「 P^* 」は中国国外優先株式の強制転換価格を意味する。なお、「計算に用いる為替レート」とは、中国国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の取引日に中国外貨取引セ

ンターが公表する人民元の中央パリティレートに基づく、香港ドルと中国国外優先株式の表示通貨である外国通貨のクロス・レートを意味する。

上記トリガー事由の発生に伴い、残存する発行済み中国国外優先株式の全部または一部（損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。）は、上記計算式に基づき相応の株式数のH株式に転換される。

(D) 強制転換期間

中国国外優先株式の強制転換期間は、中国国外優先株式の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、すべての中国国外優先株式が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

中国国外優先株式の発行計画に関し取締役会決議が採択された日より以降に、当行H株式に関して所定の事由（例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格でのH株式の新規発行（H株式に転換可能な、当行が発行した一定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。）および割当て）が発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。強制転換価格は以下の計算式に基づき調整される。

株式配当、資本組入れまたは増資の場合： $P1^* = P0^* \times N^* / (N^* + n^*)$

時価を下回る価格でのH株式の新規発行または割当て：

$$P1^* = P0^* \times (N^* + k^*) / (N^* + n^*), k^* = n^* \times A^* / M^*$$

上記の計算式において、「 $P0^*$ 」とは調整前の有効な強制転換価格、「 N^* 」とは株式配当、資本組入れ、増資、H株式の新規発行または割当て前の当行の普通株式資本の総額、「 n^* 」とは無償交付、資本転換、増資、H株式の新規発行または割当ての結果、発行される新規株式の株式数、「 A^* 」とはH株式の新規発行価格または割当価格、「 M^* 」とはH株式の新規発行または割当ての発表（H株式の新規発行または割当てに関する有効かつ取消不能な条項に関する発表を含む。）が行われた日の直近の取引日におけるH株式の終値、「 $P1^*$ 」とは調整後の有効な強制転換価格を意味する。

中国国外優先株主の権利および利益が、当行による償還株式の償却、当行の合併または分割その他の事由による当行の株式クラス、株式数および株主持分の変更によって影響を受ける場合には、希薄化を防止するため、当行は実情に基づき、かつ、優先株主および普通株主の利益の公平、公正、平等および完全な保護ならびに均衡の原則に従って、強制転換価格の調整を行う。かかる状況における強制転換価格の調整メカニズムは、関連規則に従い決定される。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

中国国外優先株式の強制転換の結果、新規に発行されるH株式は、既存の発行済みH株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されているすべての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

条件付き償還条項

(A) 償還権

CBRCから承認を得ることを条件に、当行は中国国外優先株式を償還することができる。中国国外優先株式は、優先株主の選択による当行への売戻しの対象とはならず、また当行への売戻しを期待してはならない。中国国外優先株式には投資家による買戻し請求を認める条項は含まれず、また優先株主は保有する優先株式の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

CBRCの承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、中国国外優先株式の発行完了日から5年経過後は、中国国外優先株式の全部または一部を償還することができる。償還期間の具体的な開始日は、取締役会が、株主総会で授權されること（かかる授權は再委任することができる。）を条件

に、市場の状況を参照して決定するものとする。中国国外優先株式の償還期間は、かかる開始日に始まり、すべての中国国外優先株式の償還または転換が完了した日に終了する。

当行による中国国外優先株式の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行は、償還される中国国外優先株式を同質またはそれより質の高い資本と交換し、かつ、資本の交換は当行の収益力維持を条件に行うこと
 - (ii) 当行の資本基盤は、償還後もCBRCの自己資本比率規制を大幅に上回ること
- (C) 償還価格を決定する根拠

中国国外優先株式の償還価格は、発行価格および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

議決権に対する制限

通常の場合において、中国国外優先株式には、中国国外優先株主が当行の株主総会を招集し、これに出席または議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、中国国外優先株主は株主総会に出席し、個別のクラス株主総会で議決権を行使することができる。その場合、優先株式1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する優先株式について、当行は議決権を行使できない）。

- (i) 当行の定款（以下「当行定款」という。）の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の合併、分割、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

中国国外優先株式の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で3会計年度または2会計年度連続して合意された配当金を中国国外優先株主に支払わなかった場合、中国国外優先株主は、普通株主であるかのように株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された中国国外優先株式の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$$R^* = W^* / S^* \times \text{計算に用いる為替レート（端数の議決権は最寄りの整数に切捨て）}$$

上記計算式において、「 R^* 」とは、各中国国外優先株主の有する中国国外優先株式から復権が可能なH株式の議決権、「 W^* 」とは各中国国外優先株主が保有する中国国外優先株式の価額、「 S^* 」とは中国国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行H株式の平均取引価格、また「計算に用いる為替レート」とは、中国国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の取引日に中国外貨取引センターが公表する人民元の中央パリティレートに基づく、香港ドルと中国国外優先株式の表示通貨である外国通貨のクロス・レートを意味する。

直近の20取引日における当行H株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行H株式の取引総額 / 当該20取引日におけるH株式の出来高合計（すなわち、1株当たり5.00香港ドル）

(B) 議決権復権の取消し

当期の配当期間について中国国外優先株式に対する配当金が全額支払われた時点で、議決権の復権条項に従い中国国外優先株式に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、中国国外優先株式には再び議決権が付与される。

残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、すべての中国国外優先株式は同順位となる。優先株主は、残余財産の分配に関しては、当行の預金者、通常債権者、劣後債保有者、転換社債保有者、Tier 2 資本債券およびその他のTier 2 資本金融商品の保有者に劣後するが、普通株主より優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払い法人税
- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式クラスと株式保有割合に応じて分配される。中国国外優先株式は、残余財産の分配に関しては、当行が将来発行することのある優先株式の他、中国国内優先株式と同順位となるが、かかる優先株式はすべて普通株式より優先される。中国国外優先株主は、残存する発行済み中国国外優先株式の総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、比例配分の上、中国国外優先株主および中国国内優先株主に対して分配される。

担保

中国国外優先株式の発行に関し、担保は提供されない。

譲渡

中国国外優先株式は、関連する規制上の規則に従い香港証券取引所に上場申請され、関連する取引および決済規則に従い譲渡が行われる。

中国国外発行と中国国内発行の関係

優先株式発行の中国国外トランシェと中国国内トランシェは相互に独立しており、互いに他方を条件とはしていない。

授權関連事項

(A) 優先株式の発行に関する授權

中国国外優先株式発行の円滑な実施を確保するため、取締役会は、2014年9月19日に開催された株主総会（以下「株主総会」という。）において、当行の取締役会会長、同副会長および社長に対し、中国国外優先株式の発行決議の有効期間中は、株主総会で審議および可決された枠組みおよび原則に基づく中国国外優先株式の発行に関するすべての事項（以下に記載されたものを含むが、これらに限定されない。）を処理する完全な権能を、連帯してまたは個別に行使する権限を委任できる旨認められた。

- (i) 中国国外優先株式発行に関する最終的な提案の策定および実施（以下を含むが、これらに限定されない。）
 - (a) 承認された発行総額の枠内で、中国国外優先株式のシリーズ数と各シリーズの発行規模を決定すること
 - (b) 中国国外優先株式の配当率および特別配当率の決定方法を決定すること
 - (c) 市場の状況を参考に、中国国外優先株式を額面価額またはそれを上回る価格で発行するか否か、また中国国外優先株式の発行価格、表示通貨、償還期間の具体的な開始日および中国国外優先株式の発行形態を決定すること
 - (d) 市場の状況を参考に、かつ所轄官庁の認可を条件に、中国国外優先株式の発行時期および募集対象となる投資家を決定すること
 - (e) 中国国外優先株式の発行計画に関連するその他の事項（格付の取扱い、手取金のための特別口座などを含むが、これらに限定されない。）を決定すること、また新たな規制上の規則や規制当局の要請に従って、発行計画に必要な修正を加えること（ただ

し、当行定款および関連法規に従って、別途、株主総会決議が求められる事項は除く。)。

- (ii) 中国国外優先株式の発行または譲渡に関する申請書および発行 / 譲渡書類 (目論見書など) を作成、修正、署名および提出し、関連する目論見書 (該当する場合) を登録すること。
 - (iii) 中国国外優先株式の発行に関するすべての契約、合意書および書類 (引受契約、スポンサーシップ契約、手取金に関する契約およびスキーム、投資家との間で締結する元引受契約、発表資料、チラシその他の開示書類を含むが、これらに限定されない。) について修正、署名、実施、提出および公表を行うこと。
 - (iv) 規制当局のコメントおよび中国国外優先株式の発行実施状況に基づき、優先株式の発行に関する当行定款の条項を修正すること、ならびに工商当局へのかかる修正、優先株式の上場その他の事項の登録または提出に関する事項を処理すること。
 - (v) 中国国外優先株式の発行に関するその他の事項を処理すること。
- (B) 中国国外優先株式の残存期間中の事項に関する授權

取締役会は、株主総会において、中国国外優先株式の残存期間中は、株主総会で審議および可決された枠組みおよび原則に基づく事項 (以下に記載されたものを含むが、これらに限定されない。) を処理する完全な権能を行使する権限を付与された。

- (i) 中国国外優先株式の強制転換に関するトリガー事由が発生した場合には、市場の状況を参考に、かつ、関連する法律上の要件に従い、中国国外優先株式の転換に関する事項 (転換時期、転換比率および転換手続の決定、転換に関する当行定款規定の必要な範囲内での修正ならびに規制当局の認可取得、当行の登記資本変更等の工商当局への登録その他の事項の処理が含まれるが、これらに限定されない。) を処理すること。
- (ii) 市場の状況その他の要因を参考に、償還期間中の償還に関する事項を決定すること、またCBRCの承認に基づき償還に関する事項を処理すること。
- (iii) 発行契約に従い優先株主に配当金を宣言し、その金額を全額を支払うこと。ただし、優先株主に支払われるべき配当金の全部または一部の取消しは、さらに株主総会での承認を必要とする。

上記のいずれかの事項が完了した場合には、速やかに取締役会の全メンバーに対しその旨を連絡するものとする。

(6) 発行方法

中国国外優先株式は、所轄官庁の承認を得て、関連手続を遵守し、関連上場規則に従って、単一または複数のシリーズのいずれかにより非公募で発行された。中国国外優先株式は、関連上場規則に従い中国国外の適格投資家への募集が行われ、引受けは現金で行われる。中国国外優先株式にロックアップ (売却禁止) 期間は設定しない。

(7) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

工銀国際控股有限公司
ゴールドマン・サックス (アジア) エルエルシー
UBSエージ - 、香港支店
メリルリンチ・インターナショナル

(8) 募集を行う地域に準ずる事項

中華人民共和国および日本の国外

(9) 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

2014年12月3日に中国外貨取引センターが発表した人民元の仲値に基づいて換算された本件株式の募集による手取金は、総額で約34.607十億人民元となる見込みである。当行は、手数料および募集関連費用を控除した後の本件株式募集による手取金（純額）は、約34.486十億人民元になるものと予想している。

本件株式の発行により調達された資金は、発行関連費用を控除した後の全額が、当行のその他Tier 1資本の補充および自己資本比率の増加に充てられる。

(10) 新規発行年月日

2014年12月10日

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所

香港証券取引所

資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額

(2014年6月30日現在)

普通株式（H株式）	86,794,044,550人民元
普通株式（A株式）	264,610,880,176人民元

発行済株式総数

(2014年6月30日現在)

普通株式（H株式）	86,794,044,550株
普通株式（A株式）	264,610,880,176株

以上